

2020-5 経営協議会議事概要

日 時 令和3年1月22日（金）13:30～15:20

場 所 三重大学地域イノベーションホール

委 員 駒田学長（議長）

加藤，志田，高木，二井，西岡，向井，村本，渡辺

山本，緒方，尾西，梅川，伊藤，楠井，伊佐地，大高 各委員

列席者 富樫，野崎，橋本，西村，今西，松田，吉松，吉本，富本 各副学長
服部監事，小川監事

◎議事概要の確認

2020-4の議事概要(案)について，了承された。

I 報告事項

1. 附属病院の不正防止策について

伊佐地副学長から，「資料：報-1」に基づき，附属病院の医師による電子カルテ改竄と診療報酬不正請求に関し，再発防止策の実施状況について報告があった。

また，服部監事から，この度の医師による第三者供賄事件を受け，国立大学法人三重大学内部監査規程第4条第2号に定める特定監査を実施する旨の報告があった。

<主な意見>

○ 教職員一人一人十分認識し，理解していると思うが，改めて，教職員に対する教育，人づくりを是非とも強化いただきたい。

2. 令和元年度に係る業務の実績に関する評価の結果について

尾西理事から，「資料：報-2，2-1～2-3」に基づき，令和元年度に係る業務の実績に関する評価の結果について報告があった。

3. 令和3年度概算要求事項について

大高事務局長から，「資料：報-3-1」に基づき，令和3年度国立大学関係予算案の概要についての説明があり，次いで，施設部長から，「資料：報-3-2」に基づき，令和2年度第3次施設整備補助金事業についての説明があった。

4. 国立大学法人三重大学経営協議会運営方針の策定について

企画総務部長から，「資料：報-4」に基づき，経営協議会のさらなる充

実を目的として、新たに「国立大学法人三重大学経営協議会運営方針」が策定され、今後は本方針に沿って会議運営を行っていく旨の報告があった。

5. その他

(1) 次回開催について

2021年3月19日（金）13：30から開催することを確認した。

(2) 令和3年度の経営協議会の日程（案）について

企画総務部長から、「資料：報-5」に基づき、令和3年度の経営協議会の日程（案）について報告があった。

II 審議事項

1. 中期計画の変更について

尾西理事から、「資料：審-1」に基づき、中期計画の変更に関し、実習船「たんすい」の譲渡及び大学院教育学研究科教職実践高度化専攻の改組に伴い、文部科学省通知に基づき、中期計画の変更を行う旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

2. 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告について

尾西理事から、「資料：審-2、参考1～3」に基づき、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等について報告があり、委員の意見をとりまとめ、その意見に対する見解と併せ、1月中を目途に全委員にフィードバックする旨の説明があった。

<主な意見>

- 内部通報の取組みについて記載があるが、内部通報という点、どうしても“チクリ”や“密告”のイメージがあり、内部通報者は保護されるべきであるにもかかわらず、犯人捜しが組織の中で起こってしまう。伊佐地病院長からの報告にもあったが、ガバナンス・コード上の観点からも、通報窓口を拡大し、外部の組織にも通報できるような工夫が必要ではないか。
- 企業では2011年以降、コーポレート・ガバナンスということ言われ続けていて、年々厳しさも増してきており、大学もその方向に進んでいくと思われる。やや行き過ぎている感もあるが、いま社会がそれを求めているのは事実である。プロセスの透明性や妥当性の確保、独立した第三者によるチェックなどが適切に行われている企業が良い企業だと言われるようになってきているので、上手く運用していかないと、ただエネルギーを消費して組織が疲弊するだけで終わってしまう。適時明確に情報を開示することによって、大学の価値・評価も上がっていくことから、情報発信の方法が非常に重要になってくる時代だと思う。
- 「PDCAを回していく」という言葉があるが、近年は特に「C」の部

分に注目されているということを確認する必要がある。組織は、制度・ツール・風土が三位一体になっていないと絵にかいた餅になってしまい、大学の価値を上げることにはならないため、学長のガバナンス・意思が大変重要になっていくと思う。

- ガバナンス・コードについては今年度が初めてということで、どの大学も手探り状態な中で対応されていると思う。企業で最初に取り入れられたガバナンス・コードが教育の世界にも取り入れられたわけだが、大学をどういうふうに牽引していくのか、適切にチェックができているのか、それを社会に理解してもらっているのかという点について、どの大学も非常に苦労していると思うが、資料を全体的に拝見して、学長がどのような考えの基に大学を運営しているかがわかりやすく記載されていると感じた。

- 「知事意見書」より

事前提出した意見そのものについての補足説明はない。

そのうえで、当職のみならず、他の委員からも、不適正事案の発生を踏まえた補充原則4-2①④（コンプライアンス遵守等の仕組みの適切な運営）に係る仕組みそのものの改善・強化を求める意見が提出されているほか、人材育成や地域からの評価、情報公開等に関するものなど多くの意見・指摘が提出されていることを真摯に受け止め、貴学におかれては、単なる公表文案の記述の修正にとどめることなく、ガバナンス・コードが策定された意義・目的や各原則の趣旨に照らした具体的な改善・行動につなげていただくことが重要である。

当職としてもこれまで繰り返し述べ、また、事前提出された意見から各委員も同様の思いであると推察するが、県内唯一の総合国立大学である貴学には、地域の教育研究拠点・地域医療の中核を担う存在として、今後も、地方創生を推進する人材や地域の将来を支える人材の育成、研究成果の社会への還元による地域産業の活性化に一層重要な役割を担っていただかなければならない。

そのためにも、今後、貴学の公表や文部科学省（同省が設置する第三者会議を含む）の評価が予定されているので時間は限られているかもしれないが、委員意見等を踏まえた改善取組を可能な限り進めることを期待する。

3. その他

Ⅲ 意見交換

1. なし

以上